

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の三の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十八号（電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一・二略〕</p> <p>三 施行規則第六条第四項第四号(4)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、次に掲げる通信の用に供するもの</p> <p>1 直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次のいずれかのものの相互間の通信</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。</p> <p>(二) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。</p> <p>(三) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・三二二五ミリワット以下であること。</p> <p>(四) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・一五六二五ミリワット以下であること。</p> <p>(五) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三三〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・〇七八二五ミリワット以下であること。</p> <p>2 直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が次のいずれかの六MHz帯親局(五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局であつて、他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。)に制御される無線局(以下「六MHz帯子局」という。)であつて、通信の相手方が六MHz帯親局(適合表が無線設備のみを使用するものに限る。)である通信</p> <p>(一) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の送信装置の場合は、一〇ミリワット以下であること。</p> <p>(二) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の送信装置の場合は、五ミリワット以下であること。</p> <p>(三) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の送信装置の場合は、二・五ミリワット以下であること。</p> <p>(四) 占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下の送信装置の場合は、一・二五ミリワット以下であること。</p> <p>(五) 占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三三〇MHz以下の送信装置の場合は、〇・六二五ミリワット以下であること。</p>	<p>〔一・二同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	